

## 第64回小田原市個人情報保護運営審議会会議録

1 日 時 平成27年2月10日（水） 午後2時から午後3時40分まで

2 場 所 小田原市役所 4階 議会会議室

3 出席者

(1) 会長 小室 充孝

(2) 委員 本田 耕一、加藤 芳永、清水 隆男、乃美 香津子、堀 基泰  
宮崎 英典（鈴木まがね委員は欠席）

(3) 事務局 隅田総務課長、下澤法務担当副課長、望月行政情報係長、飯塚主事

(4) 説明員 （情報システム課）鈴木課長、石塚情報化係長、倉本主査、大塚主任  
(行政管理課) 築島課長、美濃島行政管理・監察係長、鈴木主査  
佐宗主事

（戸籍住民課）皆木課長、鈴木住民異動係長、東宮主事

4 資料 別紙のとおり

5 会議の概要

(1) 開会

(2) 議事

要旨は次の<諮問審議>のとおり。

<諮問審議>

会長 それでは、議題に入ります。議題（1）諮問事項ア「公共施設予約システム更新事務」についての審議に入ります。内容の説明を求めます。

<情報システム課説明員入室 鈴木課長及び大塚主任が資料1に基づき説明>

説明員 それではご説明いたします。これまでのシステムは、サーバーの老朽化等により更新を行う必要が生じました。サーバーは、これまで庁舎内に設置していましたが、更新に伴い、外部のデータセンターのサーバーをオンライン結合により利用するものです。開始予定は平成27年1月1日とありますが、本来であれば、開始前に諮問をしなければならないところ、移行に際し、時機を逸してしまい、大変申し訳ございました。今後の運用について、今回改めて諮問をさせていただくものです。

詳細についてですが、本市の予約システムは、会議室、スポーツ施設等の公共施設の利用者がインターネットを利用して、いつでも予約ができるものです。これまでのシス

システムは6年稼動しており、サーバー等の機器の老朽化とともに、対象施設の拡大により利用者が増加しており、市民のさらなる利便性の向上のため、システムやハードを更新するものです。なお、南足柄市との共同利用を進めていくことになっています。機器の更新に当たっては、メンテナンスが容易でコストダウンが図れる、さらに防災上のメリットがあることから、ASPサービスを利用することとしました。資料をご覧ください。これまでのシステムは、システムのソフトウェアを、本庁舎に設置したサーバーにインストールして、稼働させていました。サーバーは小田原市がリースを受け、保守費用は小田原市が負担していました。更新後のシステムは、ASPサービスを利用します。ASPサービスとは、インターネットを通じて本市にビジネス用アプリケーションをレンタルするサービスです。提供者はアプリケーションサービスプロバイダーと呼ばれます。このサービスを利用することにより、インターネットが利用できれば、そのままシステムを利用することができます。

データの安全性ですが、本市とデータセンターとの間は、SSL通信という暗号化したものを使います。また、IPアドレスを固定化し、使用機器を限定します。また、利用者のID／パスワード設定によりセキュリティの確保を行っています。データセンターの安全性については、耐震性能、防火・防水対策、セキュリティ対策、不正アクセス対策、電源対策等、これまで以上の安全性を持たせています。詳細は、資料のとおりです。このシステム上の個人情報は、システムの利用登録者のもので、市民全員ではありません。個人情報の項目は、氏名、住所、電話番号、メールアドレスです。団体登録の場合は、代表者の個人情報を取り扱います。以上で説明を終わります。

会長

ご質問ありますか。

委員

利用者が、IDとパスワードを使用することには変わりはないですね。

説明員

そのとおりです。なお、システム自体も同じものです。サーバーの場所が変わることになります。

委員

システムの画面についてはどうですか。

説明員

若干変更し、見やすくしていますが、基本的な使い方は変わりません。契約業者も変

	わってはいません。
委 員	ということは、個人情報の入ったサーバーを外部に動かすから、諮問があった、ということですね。
説明員	そのとおりです。
委 員	南足柄市との共同利用について、詳しく説明をお願いします。
説明員	南足柄市では、もともと神奈川県の共同利用システムを利用していましたが、いろいろな事情で、本市のシステムを共同利用することになりました。同じような体育施設や文化施設があり、利用者が両方の ID を持たれているパターンが多かったのですが、これが一つの ID で利用できるようになります。共同利用は、3月下旬から開始します。
委 員	例えば南足柄市には運動公園がありますが、小田原市民も予約ができるのですか。
説明員	小田原市で登録された ID とパスワードで利用できます。ただし、最初だけ、南足柄市に対し、「この ID でこの施設を使います」という登録が必要になります。
会 長	南足柄市との共同利用というのは、南足柄市の職員も小田原市のサーバーにアクセスできるようになりますか。
説明員	管理者としては可能です。ただしサーバーの中で空間を区切っており、システム全体の管理は小田原市の職員にしか権限がありません。南足柄市の職員は、南足柄市への登録者しか見ることはできません。
会 長	それは、小田原市のサーバーなのですか。
説明員	本市が業者から借り上げているものです。
会 長	南足柄市のデータベースの管理はどうなるのですか。

説明員	南足柄市です。小田原市ではありません。
会長	登録件数はどのくらいですか。
説明員	施設ごとの登録件数を合わせた延件数ですが、約43,000件です。
会長	外部サーバーを利用したいという質問が、最近よくありますが、市庁舎内にサーバーが置かれているものは、まだありますか。
説明員	まだ一部のサーバーは、庁舎内にあります。
会長	大きな流れとしては、外部サーバーを利用していく考えですか。
説明員	耐震性など、安全管理面からすると、インターネット等も整備されていることから、安全なところにサーバーを置き管理する時代ではないか、と考えています。
委員	万一、個人情報の漏えいがあった場合は、データセンターの保守管理の問題になるのですか。
説明員	データセンターの保守管理において問題が発生すれば、データセンターの管理者の責任ということになるかと思います。
委員	データセンターと小田原市との間で洩れたという場合は、どうなのですか。
説明員	その場合、ハッキングのような問題かと思いますが、どういった状況で発生したのか等、両者で検討して責任を判断していくことになるかと思います。もちろん、あってはならないことですが。
委員	現在よりは、セキュリティが高まるということですか。
説明員	データセンターにサーバーを設置することで、セキュリティが高まると考えます。

委 員	国内の行政が保有する個人情報への不正アクセスが、どのくらいあるか、ご存知でしたら教えてほしいのですが。報道されてないだけで、かなりあるのですか。
説明員	件数的には把握していませんが、行政がサイバーテロの標的になっているケースが多々あります。こういった時代の中で、セキュリティ対策は、行政ごとにキッチリしているところですが、対策に終わりのない「いたちごっこ」のような状況でもあります。いずれにしても行政が狙われていることは否めないところです。
	<質疑応答終了 説明員退室>
会 長	審議に入ります。ご意見ありますか。
委 員	運用も開始されていますので、承認ということになるとは思いますが、南足柄市との共同利用については、何かガイドライン的なものがあるのか、ちょっと不安があります。
会 長	問題ないとは思いますが、手続き的なところで気になっています。外部サーバーの利用は、本来オンライン結合ではないですが、その規定に従って諮詢がされている状況です。しかし、南足柄市の職員が、直接小田原市のサーバーにアクセスするということですと、まさにオンライン結合ではないかと思われますが。ですから、その部分が諮詢されないといけないのでは、という気がします。
事務局	所管課に確認したところ、南足柄市との間には協定が結ばれ、個人情報の取扱いについても規定があるとのことです。また、システムの共同利用ではありますが、小田原市と南足柄市は、それぞれ別個の事務を行っており、個人情報をその都度やりとりしているわけではないと思われますが。
会 長	他にも南足柄市と共同利用している例はあるのですか。
事務局	この場では情報がありません。神奈川県では、共同利用の例があるとのことでした。
会 長	それはそれで、諮詢をしているのではないか、と思います。

委 員	仮に小田原市民が南足柄市の施設を利用しようとするとき、A S Pにアクセスして申し込みをすると、その情報が南足柄市に行くわけですね。そして、施設を利用して、利用料金を支払うということですね。
事務局	南足柄市の事務として、そのような手続きになるかと思います。
会 長	各市の職員は、どのように関わるのですか。情報を見る機会はないのですか。
事務局	施設管理者は、施設の予約状況を把握する必要があるので、見ることはあると思います。
会 長	それは、一般の人は見られない情報なのでしょうか。
事務局	おそらくそうだと思われます。
会 長	そうすると、他市のデータベースにアクセスする、ということになりますかね。
事務局	I Dとパスワードは、それぞれの市に登録しないと、それぞれの市の施設は使えないことから、共通ではありますが、南足柄市の職員は小田原市の登録状況を見ることはできない、という説明がありましたように、管理は別々だと思われます。
会 長	管理領域は分かれているのでしょうか、小田原市のサーバーなのですから、小田原市の情報ですよね。
事務局	南足柄市からすると、小田原市のサーバーを借りている格好ですから、小田原市の領域には入ってこられません。小田原市は管理者権限として全体を見ることが可能ですが、登録データは、それぞれ住み分けがされているのではないかと思われます。仮にデータベースが一つで、両市がそれにアクセスするのであれば、オンライン結合になるかと思いますが、今回の場合は、そうではないように思われます。
会 長	市の職員がデータベースにアクセスする場合の話が問題だと思います。

事務局	お互いのデータベースを見にいけるかどうか、ということでしょうか。そこまでのシステムにはなっていない説明だったと思われますが。
会長	内容的には構わないとと思いますが、外部サーバー利用の諮問とは別に、南足柄市の共同利用の諮問はなくてもよいのか、という話です。
委員	いずれにしても、南足柄市との共同利用は、その内容を明確にして、今回の諮問とは別に扱った方がよいと思います。
会長	それでは、諮問の必要性について、事務局から担当課に確認してもらい、必要があれば別に諮問してもらう、ということでよろしいですか。
各委員	(異議なし)
会長	それでは採決します。諮問事項アを承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
会長	全員賛成と認めます。よって、諮問事項アは承認することといたします。
会長	次に、諮問事項イ「小田原市の個人情報保護制度の在り方について」を議題といたします。内容の説明を求めます。
説明員	<行政管理課・情報システム課説明員入室 簿島課長、美濃島係長及び石塚係長が資料2に基づき説明> それではご説明いたします。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる「番号法」ですが、この法律に基づく社会保障・税番号制度は、社会保障、税及び災害対策の分野における行政運営の効率化を図り、国民にとりまして利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として全国的に導入されることとなっております。番号法の施行に向けて、地方公共団体では条例を整

備し、個人番号の独自利用や特定個人情報の提供について定める必要がございます。これは、本市の個人情報保護に関する制度の在り方の見直しにつながることから、今回、諮詢させていただくものです。

それでは、整備しようとする条例の内容について、ご説明いたします。資料1をご覧ください。この条例案は、国が作成した条例の制定イメージを元に作成した現時点での素案であり、本市における個人番号の利用及び特定個人情報の提供についての基本的な方向性についてお示しするために作成したものです。今後、条例の名称も含め、規定の表現方法等については、検討を行い修正が発生することもありますことを、ご承知おきください。

第1条ではこの条例の趣旨について、そして、第2条ではこの条例において用いる用語の意義についてそれぞれ規定しております。用語の意義は、番号法において用いられる用語と同意義としています。第3条では市の責務を規定しております。地方公共団体の責務については、番号法第5条の規定の適用もありますが、条例の制定に当たり広く住民へ本市の責務を明示するため、規定するものです。

第4条では、番号法第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用として、個人番号の利用範囲について規定しています。番号法では、個人番号の利用範囲を「社会保障、税及び災害対策」に関する特定の事務に限定しています。したがって、個人番号は、番号法があらかじめ限定期的に定めた事務の範囲の中から、具体的な利用目的を特定した上で、利用するのが原則となります。個人番号を利用することができる事務は、番号法別表第1の下欄に列挙されていますが、地方公共団体の場合は、この表に掲げられていない事務であっても、同法第9条第2項に基づき、社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務のうち、個人番号を利用することを条例で定めるものにつきまして、個人番号を利用することができるとされています。これを受け、本市における個人番号の利用について規定するものです。この規定は、以下の3点について定めることが想定されます。まず、1点目として「個人番号の独自利用を行う事務についての規定」、次に、2点目として「個人番号の独自利用を行う事務の処理のための府内連携についての規定」があります。ここでいう個人番号の「独自利用」とは、番号法別表第1に記載されていない独自の行政サービスとして実施する事務において個人番号を利用することを指します。しかし、本市では、現時点でこのような独自利用を行う予定はありません。では第4条に何を規定するかといいますと、3点目の「番号法に定められた個人番号利用事務の処理のための府内連携を行う旨の規定」でございます。これ

については、資料4をご覧ください。これは昨年10月の国からの通知ですが、下線部をご覧いただくと、「番号法に定められた個人番号利用事務についても、情報提供ネットワークシステムを通じた他機関との情報連携のほか、庁内での情報連携も必然的に行われる」とあることから、当該庁内連携については、全自治体で条例を定める必要があります。このことについて規定した条文が、資料1の第4条となります。個人番号の利用範囲につきましては、庁内での情報連携が必然的に行われることになる番号法別表第2の第2欄に掲げる事務とするもので、本市で想定される事務については、資料2に掲げた38事務です。

次に、第5条では、番号法第19条第9号の規定に基づく特定個人情報の提供について規定しています。番号法では、何人も、法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を「提供」してはならないこととしています。特定個人情報を提供することができる場合としては、番号法第19条第1号から第14号までに「個人番号利用事務のための提供」や「本人又は代理人からの提供」、「情報提供ネットワークシステムを通じた提供」あるいは、「同一地方公共団体の他の機関に対する提供」などが定められています。このうち「同一地方公共団体の他の機関に対する提供」については、地方公共団体の機関、例えば教育委員会が、条例で定めるところにより、その地方公共団体の他の機関、例えば市長部局に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供することができることとされています。これを受け、本市における特定個人情報の提供について規定するものです。この規定では、以下の2点について定めることが想定されます。まず、1点目として「個人番号の独自利用を行う事務の処理のための庁内連携に係る特定個人情報の提供についての規定」がございます。ただし、先ほどご説明しましたとおり、本市においては、現時点では個人番号の独自利用を行う予定はありません。次に、2点目として「番号法に定められた個人番号利用事務の処理のための庁内連携に係る特定個人情報の提供についての規定」がございます。これが資料1の第5条となります。しかし、この2点目について条例に規定する必要が生じるのは、番号法第19条第7号に基づく情報連携、つまり情報提供ネットワークシステムによらず、本市の教育委員会が本市の市長部局から特定個人情報の提供を受けようとする場合などです。情報提供ネットワークシステムを利用した特定個人情報の提供のみを行うのであれば、条例に規定する必要はありませんので、現在、第5条の規定の必要性について検討を行っています。想定される事務については資料3のとおり3つの事務ですが、現状を確認したところ、市長部局と教育委員会との連携の実績はなく、本人からの申請に基づく情報のみで事務

の処理を行っていることが推察されるため、第5条の規定の必要性は低いものと考えています。以上で条例素案についての説明を終わります。

次に個人番号制度に係るシステム整備について、社会保障・税番号制度におけるシステム全体像を説明します。資料5をご覧ください。社会保障・税番号制度においては、国の機関、地方公共団体その他の行政事務を処理するものがそれぞれ保有する個人の情報について、同一人の情報であることが確認できるようにし、また、それら国の機関や地方公共団体等の間で、個人情報の照会・提供を行えるようにするため、ネットワークシステムが整備されます。資料5の左半分に点線で囲まれている情報提供ネットワークシステムが整備され、これに、右半分下側の実線で囲まれている都道府県・市町村のそれぞれの団体の既存システムがつながることで、個人情報の照会・提供が行われるようになります。都道府県・市町村の既存システムにおいては、住基システムで個人番号を保有し、それ以外のシステム、つまり福祉システムや税務システムなどにおいては、直接個人番号は保有せず、個人番号に対応した別の共通番号である宛名番号を持たせます。そして、宛名システムで宛名番号と個人番号を紐付して管理し、これにより団体内部で情報連携することになります。例えば、福祉業務で税情報が必要な場合に、福祉システムの画面に、例えば個人番号を入力すると、宛名システムに移って、個人番号から宛名番号を検索して宛名番号を受け取り、税務システムに移って、その中の該当する宛名番号の個人情報として税情報が、照会提供されるというように府内連携がされることになります。以上で説明を終わります。

会長

ご質問ありますか。

委員

確認ですが、第4条の対象となる事務は、資料2に掲げられた事務が該当するのですか。

説明員

番号法で定められた利用事務は、もっと多いのですが、情報照会者や情報提供者からみて本市で府内連携をとると判断される事務を掲げています。

委員

第5条の対象事務は、資料3のとおり、実施機関が異なる場合ですね。

説明員

そのとおりです。例えば、項番26は、市長部局である福祉政策課が情報照会者で、

教育委員会である保健給食課等が情報提供者となります。項番38は、逆に教育委員会である保健給食課等が情報照会者で、市長部局である戸籍住民課が情報提供者となります。

委 員 項番26は、情報照会者が都道府県知事等となっていますが、ここに市町村長が含まれるのですか。

説明員 そのとおりです。番号法の別表では、このような形で規定されています。

<質疑応答終了 説明員退室>

会 長 審議に入ります。ご意見ありますか。

なお、諮問事項イの趣旨を確認いたしますと、番号法に定められた利用事務について府内での情報連携が必ず行われることになるため、それに沿った条例化を行うことは非が諮問されているものです。本市でどのような事務が該当するかは、所管課が、各課に照会をかけたということです。第5条については、必要かどうか煮詰めたうえで、条例化の準備を進めることで良いかどうか、ということになります。

(意見なし)

会 長 それでは採決します。諮問事項イを承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

委 員 全員賛成と認めます。よって、諮問事項イは承認することといたします。

会 長 それでは、次に（2）報告事項に移ります。報告事項ア「特定個人情報保護評価結果について」の内容説明を求めます。

<戸籍住民課・情報システム課説明員入室 資料3に基づき説明 特定個人情報保護評

価の全般的状況について、総務課望月から説明した後、今回の実施結果(住民基本台帳に関する事務)について、戸籍住民課鈴木係長から概略を説明>

会 長 ご質問ありますか。

委 員 要望ですが、資料に通し番号があった方が分かりやすいです。また、重点項目評価書別紙1の項番103の情報照会者の名称が一部切れてしまっているようですので、確認してください。

説明員 申し訳ございませんでした。この部分は「独立行政法人農業者年金基金」となります。

会 長 重点項目評価書のⅡ特定個人情報ファイルの概要に、保有開始日が記されており、住民基本台帳ファイルと本人確認情報ファイルは平成27年6月予定ですが、送付先情報ファイルは、平成27年10月予定となっています。この違いの理由は何ですか。

説明員 データを取扱う流れにより、こうした違いが生じます。

会 長 戸籍には、個人番号は付かないですよね。

説明員 そのとおりです。

会 長 住民基本台帳には、戸籍の情報が付くのですか。

説明員 住民票には、本籍地情報として付きます。戸籍の謄本などに個人番号が付くわけではありません。

会 長 Ⅲリスク対策の中で、生体認証による操作者認証を行うとしていますが、どのような範囲で行うのですか。

説明員 住基ネットにアクセスする場合に、掌静脈による生体認証を行います。

会長	個人番号も重要ですが、戸籍も大事だと思います。住基ネットへのアクセスに限るの は、コストの問題なのか、情報の重要度の問題なのか、どういう理由ですか。
説明員	これまでも、住民票情報や戸籍情報にアクセスする場合は、各個人にパスワードを付 与していたところですが、住基ネットについては、生体認証を行うよう国からの指導が あり、昨年6月からランクを上げたものです。
会長	戸籍については、国からの指導はないのですか。
説明員	ありません。
会長	生体認証は、他の事務には転用できないのですか。
説明員	少なくとも、住基ネットの生体認証は独立したシステムなので、できません。
	<質疑応答終了 説明員退室>
会長	それでは、3のその他に移ります。事務局から何かありますか。
事務局	特にございませんが、今回の会議録につきましても、事務局で草案を作成後、委員の 皆様に郵送させていただき、ご確認をしていただいた後、行政情報センター、ホームページ にて公開させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。
会長	では、第64回個人情報保護運営審議会を終了いたします。

## 別 紙

### 第64回 小田原市個人情報保護運営審議会 資料一覧

#### ●次第

#### ●資料 1

- ・個人情報取扱事務の諮問事案書(公共施設予約システム更新事務)
- ・説明資料(公共施設予約システムの更新について)

#### ●資料 2

- ・諮問書(小田原市の個人情報保護制度の在り方について)
- ・**資料 1** 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の独自利用や特定個人情報の提供に関する条例(素案)
- ・**資料 2** 庁内連携(条例素案第4条関係)が想定される事務の一覧
- ・**資料 3** 庁内連携(条例素案第5条関係)が想定される事務の一覧
- ・**資料 4** 平成26年10月24日付け国通知
- ・**資料 5** 個人番号制度に係るシステム整備について

#### ●資料 3

- ・特定個人情報保護評価 実施流れ図 ※本市における実施流れ図
- ・特定個人情報保護の概要 ※国の公表資料の抜粋
- ・しきい値判断フロー図
- ・特定個人情報保護評価管理計画書 ※本市の評価計画一覧
- ・特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)
  - 評価対象 住民基本台帳に関する事務
  - 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)
    - 評価対象 住民基本台帳に関する事務 ※ システム図を添付